

「災害に係る危機管理体制の再構築」に関する総合評価書の要旨

評価の対象 「災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築について（依命通達）」に基づく各種の政策

評価の期間 平成 23 年 11 月 30 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間（ただし、特異事項があれば、東日本大震災の発生以降 23 年 11 月 30 日までの間の事項も含む。）

評価の観点 第 1 依命通達に掲げられた施策は、東日本大震災への対応において得られた反省・教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を再点検し、今後発生し得る災害に備え、これを再構築するために推進すべき施策であることから、施策の推進状況を把握し、その実績を明らかにすること。

第 2 危機管理体制の再構築という目的が、施策を実施することで達成されたかどうか、すなわち、施策を実施したことによる効果を明らかにすること。

第 3 十分に実施されていない又は効果が上がっていない施策があればその原因を明らかにし、今後の災害に係る危機管理体制の在り方の方向性を示すこと。

評価の対象とした施策等

第 1 警察庁における施策

- 1 業務継続・バックアップ体制の検証及び再構築
- 2 制度の改善・見直し
- 3 関係機関・団体との協議

第 2 都道府県警察等における施策

- 1 初動警察措置
- 2 交通の規制
- 3 検視、身元確認等
- 4 行方不明者対策
- 5 治安の維持
- 6 被災者の支援
- 7 部隊の派遣

総合評価書の概要は次のとおり。

第1 警察庁における施策（4～24頁）

1 業務継続・バックアップ体制の検証及び再構築

(1) 初動措置関係（4～5頁）

- 警察庁職員への情報伝達、幹部の搬送、欠員時の措置等
- 警察庁職員の非常参集、任務分担

【評価の結果】

効果

- 伝達要領等の周知徹底、初動対処訓練の改善等により、大規模災害発生時の初動態勢の強化が図られた。
- 警察庁幹部の搬送要領の検証、幹部の職務代行者の指定により、非常時における指揮態勢の強化が図られた。

今後の施策展開の方向性

- 引き続き、緊急災害警備本部要員の初動対処訓練や全職員の緊急参集訓練を行う。
- 今後、緊急災害警備本部要員の参集の効率化を図るため、平成27年中に導入・運用予定の警察庁職員の安否を確認するシステムを効果的に活用するための訓練を推進する必要がある。

(2) 業務継続関係（5～9頁）

- 非常時優先業務の精査、災害警備本部の再編成等
- 備蓄の拡充
- 負傷者の救護
- 通信手段の確保
- 情報システムの機能の確保
- 総合対策室の機能強化

【評価の結果】

効果

- 非常時優先業務及び参集する人員の精査により、首都直下地震発生時の初動対応、業務継続に関する問題点を抽出することができ、それぞれに対応した災害警備本部の体制強化等が図られた。
- 災害警備本部の連絡要員の増員及び内閣府等が主催する政府訓練への参加により、官邸を始め関係省庁等との連携及び情報収集体制の強化が図られた。
- 備蓄の拡充により、緊急災害警備本部要員の活動環境の整備が図られた。
- 応急救護用品の警察庁内各課への配備、負傷者の搬送手順の明確化等により、災害時の負傷者の救護体制が強化された。
- 予算措置、国家公務員の増員等により、災害時の初動対応に必要な警察情報通信を維持する態勢が強化された。
- 初動対応訓練、警察情報管理システムに係る業務継続計画に関する調査研究等により、情報システムの機能を確保するための取組の強化が図られた。
- システムの更新整備、情報伝達方法の見直し等により、総合対策室の機能の強化が図られた。

今後の施策展開の方向性

- 引き続き、内閣府等が主催する政府訓練に参加するなど、官邸、関係省庁等

との情報共有体制の強化に努める必要がある。

- 食料等の備蓄計画の見直しを不断に行うとともに、大規模災害発生時における初動対応要領について、継続的に浸透させていく必要がある。
- 今後、救護班が応急救護活動を的確に実施できるよう、負傷者の搬送等の訓練を行う必要がある。
- 引き続き、通信手段の確保に必要な予算の確保、体制の維持、警察通信施設の整備、訓練等を実施する必要がある。
- 今後、平成 26 年度中を目途に、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン」に則した警察情報管理システムに係る業務継続計画を策定するとともに、初動対応訓練等の結果等を踏まえ、同計画の見直しを不断に行う必要がある。また、メンテナンス等により、非常用電源設備の確実な利用に向けた取組を継続する必要がある。
- 引き続き、総合対策室の機能強化を推進する必要がある。

(3) バックアップ体制関係 (9～10 頁)

- 関東管区警察局の受入能力及び警察庁の機能移転後の官邸等との連携並びに機能移転に伴う移動・搬送手段の検討
- その他の機能移転先の検討

【評価の結果】

効果

関東管区警察局の代替施設としての機能強化、警察大学の代替施設としての指定、代替施設への搬送手段の確保等により、バックアップ体制が強化された。

今後の施策展開の方向性

今後、他の搬送手段に関する検討や訓練等の継続が必要である。

2 制度の改善・見直し

(1) 部隊派遣関係 (10～12 頁)

- 警察災害派遣隊の設置による広域的な部隊派遣態勢の拡充
- 支援対策室の制度化
- 応急通信対策用資機材の保有基準の策定

【評価の結果】

効果

- 警察災害派遣隊の設置により、長期間にわたる警察活動及び個々の災害の状況への柔軟な対応が可能な態勢が構築された。
- 支援対策室及び支援対策部隊の編成、支援対策室の立上訓練等により、受援や物資の調達等に関する即応態勢が確保された。
- 応急通信対策用資機材の保有基準の制定等により、迅速的確な支援体制の構築が図られた。

今後の施策展開の方向性

- 引き続き、警察災害派遣隊について、相互に連携した訓練を反復実施し、対処能力向上を図る必要がある。
- 引き続き、支援を受ける都道府県に対して、受入れに向けた態勢づくりについて指導を行い、支援対策部隊とのスムーズな連携を図る必要がある。
- 引き続き、応急通信対策用資機材の保有基準について、不断に見直していく必要がある。

(2) 検視、身元確認等及び行方不明者関係 (12~13 頁)

- 多数遺体の取扱いに関する実施要領や記録方法の在り方に関する検討
- 身元確認のためのDNA型検査に関する規程の整備
- 多数遺体の取扱いを想定した立会医師への謝金・補償の在り方に関する検討
- 行方不明者に関する相談への対応方策の検討

【評価の結果】

効果

- 多数死体取扱要領の制定により、他の都道府県警察からの応援部隊を含め検視作業等に従事する警察官の間で、取扱方法等に違いがなくなり、円滑な事務処理が推進された。
- 死体取扱規則等の改正により、災害発生時における身元確認のためのDNA型検査の活用が見込まれる。
- 被災した都道府県警察に対して早期に謝金の支払基準を示すことが可能になった。
- 大規模災害発生時における行方不明者に関する相談に円滑に対応するための仕組みが構築された。

今後の施策展開の方向性

- 今後、多数遺体の取扱いに関する要領の見直しを終えていない31都道府県警察に対して、早期の見直しを促すほか、見直しを実施した各都道府県警察においては、見直し後の内容に則した訓練の実施により、その内容を定着させる必要がある。
- 今後、災害発生時においては、各都道府県警察と警察庁が緊密に連携し、行方不明者に関する相談に対応するための仕組みを適正かつ円滑に運用する必要がある。

(3) 交通規制関係 (13~14 頁)

緊急通行車両の事前届出制度の見直しや交通規制の在り方に関する整理

【評価の結果】

効果

交通規制実施要領の制定及び交通規制計画原案の策定により、災害発生時における迅速かつ的確な交通規制の実施が見込まれる。

今後の施策展開の方向性

引き続き、関係機関との調整を行い、その結果を踏まえて不断の見直しを行う必要がある。

(4) 被災者支援関係 (14~15 頁)

各種行政手続の特例措置の制度化の検討

【評価の結果】

効果

大規模災害発生時における各種行政手続の特例的な取扱いについて迅速・適切な対応を図るための都道府県警察・警察庁の連携体制が確保された。

今後の施策展開の方向性

今後、大規模災害が発生した場合においては、関係都道府県警察と警察庁が緊密に連携し、被災地の被害の内容・程度、被災者のニーズ等を踏まえ、迅速・適切に対応する必要がある。

(5) 広報関係 (15～16 頁)

警察措置に関する積極的な広報活動の推進

【評価の結果】

効果

広報資料の作成、写真展の開催や積極的な広報活動の推進についての都道府県警察に対する指示により、東日本大震災に伴う警察措置が広く国民に周知され、警察に対する理解と協力の確保が図られた。

今後の施策展開の方向性

引き続き、警察に対する理解と協力を確保するとともに、国民の安心感を醸成するため、積極的な広報活動を推進していく必要がある。

3 関係機関・団体との協議

(1) 初動警察措置関係 (16～18 頁)

- 部隊活動に関する自衛隊等関係機関との合同訓練、協定の締結
- 自衛隊等関係機関からの燃料補給支援、施設の借用
- 外国救助部隊の受入れ
- 燃料の携行に関する各種規制との関係の整理
- 停電時における早期停電対応措置
- 航空法に定めるヘリコプターによる爆発物等の輸送の事前承認

【評価の結果】

効果

- 合同訓練の実施等により、災害発生時における関係機関との協力関係の強化が図られた。
- 大規模災害発生時の燃料補給支援や外国救助部隊の受入れに関する関係機関との協議により、関係機関等との相互連携態勢の確保が図られた。
- 燃料の携行に関する各種規制との関係を整理し、災害発生時において必要な燃料を確保する態勢の整備が図られた。
- 電気事業連合会との協議・情報交換の実施等により、停電時における早期停電対応措置に貢献した。
- 爆発物等の輸送の事前承認手続の改善により、訓練等の各種警察活動において必要となる爆発物等の迅速な輸送が可能となった。

今後の施策展開の方向性

- 引き続き、関係機関との合同訓練を実施するとともに、今後、有識者の知見に基づく新たな想定・切り口による訓練を採り入れるなど、より実践的な訓練を実施する必要がある。
- 関係機関等との相互連携態勢が、災害時に真に機能するよう、引き続き、関係機関等と情報共有に努め、協議を進めていく必要がある。
- 引き続き、各都道府県警察における燃料の優先供給協定の締結等の施策について、燃料携行に係る各種規制との関係の整理を踏まえ推進する必要がある。
- 引き続き、機会を捉えて関係機関・団体との連携を図り、停電時において警察情報通信を維持するために必要な電力を確保する必要がある。
- 引き続き、爆発物等の輸送の事前承認について、都道府県警察の要望を踏まえた上で、国土交通省に対する一括申請を実施していく必要がある。

(2) 交通規制関係 (18～19 頁)

政府から緊急搬送を委託された車両やボランティア関係車両の取扱い

【評価の結果】

効果

内閣府におけるシステムの構築により、政府から緊急搬送を委託された車両に係る確認事務の迅速化が見込まれる。

今後の施策展開の方向性

- 政府から緊急搬送を委託された車両のナンバーを各都道府県警察においても確認できるよう、引き続き、内閣府と調整を行う必要がある。
- 内閣府において、ボランティア関係車両の取扱いに関する枠組みの検討が進められているところ、その結果を踏まえて、ボランティア関係車両に対する緊急通行車両確認標章の交付を検討する必要がある。

(3) 検視、身元確認等及び行方不明者関係（19～22頁）

- 遺体発見時の状況に関する情報の正確な引継ぎ
- 検視等の立会医師の派遣
- DNA型検査資料の利用に関する関係機関への協力依頼
- 歯牙情報の分類の標準化や生前情報の活用
- 携帯電話の契約者情報の活用
- 行方不明者の死亡認定手続の運用

【評価の結果】

効果

- 遺体の発見状況等に関する情報の引継ぎの重要性についての認識が関係省庁間で共有され、死因や身元の特定作業の迅速化が図られた。
- 協定の締結により、歯科医師の円滑な派遣のための態勢の構築が図られた。
- 日本赤十字社からの血液検体の提供により、身元確認に大きな効果があった。
- 生前の歯科診療情報の標準化に向けた検討が進められた。
- 携帯電話の契約者情報の照会をオンライン化することにより、遺体が携行している携帯電話の契約者情報を確認するために必要な期間が短縮され、遺体の身元確認の迅速化・効率化が図られた。
- 東日本大震災に際して実施した行方不明者の死亡認定手続の運用に関する措置の周知徹底が図られた。

今後の施策展開の方向性

- 今後、防衛省及び消防庁との間で情報の引継ぎの在り方の関係部門への周知方法についての調整を更に進め、合同訓練等を通じて、運用を徹底させる必要がある。
- 現在協議中の日本法医学会との協定を速やかに締結するほか、今後、警察活動に協力する医師の組織化の進捗状況を踏まえて、日本医師会との間でも同様の協定が締結されるよう、協議を進める必要がある。
- 引き続き、DNA型情報や歯牙情報の更なる活用を図るための方策について、検討する必要がある。
- 今後、携帯電話事業者と協議を進め、携帯電話番号以外の情報（例えば、個体識別番号等）による契約者照会を可能にするなど、現在、運用準備を進めている契約者照会システムの改善を図る必要がある。
- 今後の災害発生時に、東日本大震災時の措置と同様の措置が執られることとなった際には、当該措置について周知徹底を図る必要がある。

(4) 治安維持・被災者支援関係(22~24頁)

- 治安確保に向けた警備業者との連携
- 金融機関やATMの防犯対策
- 携帯電話の基地局情報及びGPS位置情報の活用
- 災害に便乗した詐欺等に関する情報収集
- 復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進

【評価の結果】

効果

- 全国警備業協会との覚書の締結により、災害発生時における警察庁と警備業界が連携した迅速かつ円滑な緊急支援活動が可能となった。
- 関係省庁等との申合せにより、災害発生時における連絡体制の構築と現金回収が必要な場合の早期対応の内容の明確化がなされた。
- 携帯電話のGPS位置情報の活用により、災害発生時に被災者の捜索・救助活動の効率的実施が推進された。
- 災害便乗詐欺事件に関する情報収集・報告等に係る体制の構築により、同情報を取締活動に活用することが可能となるとともに、警察庁が還元した情報を基にした警察署による広報により、被害の防止が図られた。
- 国として取り組むべき各種施策の実施により、復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進が図られた。

今後の施策展開の方向性

- 今後、災害が発生した場合において、全国警備業協会と緊密に連携し、覚書に基づく措置を適切に実施する必要がある。
- 引き続き、ATMの防犯性能の強化に係る取組に当たり、関係金融機関及びATM運営会社に対する助言・指導を実施するなど、関係機関・団体との協力体制の強化を図る必要がある。
- 今後、GPS位置情報の精度向上や過去の基地局情報の提供等について事業者へ働き掛けを行う必要がある。
- 詐欺の手口は日々変化しているため、引き続き、警察庁で収集・分析した情報を迅速に都道府県警察に還元することにより、災害便乗詐欺の被害防止や取締活動を推進する必要がある。
- 引き続き、復旧・復興事業等から暴力団を排除するため、平素から関係機関と情報を共有するなどして連携していく必要がある。

第2 都道府県警察等における施策（24～77頁）

1 初動警察措置

(1) 初動態勢の確立（24～28頁）

- 災害警備本部の編成
- 職員及び家族の安否確認、執務時間外における職員の参集
- 警察署への支援
- 連絡要員の派遣、関係機関との連絡手段の確保等
- 特別派遣部隊の受入れ
- 業務継続計画の策定
- バックアップ体制の確保
- 備蓄物資の拡充
- 警察施設や物資保管場所の耐震・耐浪化への取組

【評価の結果】

効果

- 災害警備本部の編成の見直し、警察署支援班の設置、各種訓練の実施、業務継続計画の策定・見直しにより、大規模災害発生時の初動態勢を強化した。
- 食料及び保存水に係る予算額や各種物資の備蓄量の増加により、備蓄物資の拡充が推進された。
- 計画的な建替え、耐震改修工事により、警察施設の耐震化が推進された。
- 備蓄物資等の保管状況の点検、保管場所の見直し等により、保管場所の耐浪化が推進された。

今後の施策展開の方向性

- 今後、災害警備本部について、業務内容や業務量を更に精査し、十分に機能する態勢を確保する必要がある。
- 引き続き、警察施設の耐震化率が100%となるよう、計画的に建替え、改修を進める必要がある。
- 引き続き、備蓄物資の拡充のための取組を推進するとともに、保管状況の継続的な点検・見直しを行う必要がある。
- 引き続き、備蓄物資の保管場所等の耐震・耐浪化について、点検・見直しを行い、分散保管等必要な措置を確実に行う必要がある。

(2) 通信指令（28～31頁）

- 本部通信指令室及び警察署通信室における体制の確保
- 通信指令システムの機能の確保
- 災害発生時の対応マニュアルの策定
- 無線の輻湊への対応

【評価の結果】

効果

- 全都道府県警察において、通信指令の拠点となるべき施設が確保されたことにより、災害発生時における通信指令業務の継続が図られた。
- 通信指令支援要員制度の導入等により、通信指令に係る体制が確保されたほか、緊急通報等の滞留対策の推進、訓練の実施等により、通信指令業務の円滑化が図られた。

今後の施策展開の方向性

引き続き、不断の点検作業を行い、必要な訓練を積極的に実施するとともに、訓練で得られた課題・成果を踏まえ、見直しを行っていく必要がある。

(3) 警察用航空機の運用 (31~32 頁)

- 航空隊における準備
- 航空隊施設の機能の確保
- 広域運用マニュアルの見直し

【評価の結果】

効果

- 航空隊支援要員制度の導入による支援受入れ体制の確立、代替施設の選定等による航空隊施設の機能の確保等に向けた取組が推進された。
- 広域運用マニュアルの更新により、都道府県警察の枠を超えた警察用航空機の広域的運用を円滑に行うために必要な措置が執られた。

今後の施策展開の方向性

今後、各種体制及び航空隊施設の機能確保のための方策について、不断の点検作業を行うとともに、訓練を積極的に実施し、訓練により得られた課題・成果を踏まえ、必要な見直し等を行う必要がある。

(4) 警察情報通信の維持 (32~37 頁)

- 技術力の向上や知識の習得等による事案対処能力の強化
- 通信機器等の搬送手段の確保
- 無線中継所の機能の維持
- 電力復旧や燃料の安定供給のための関係事業者との連携
- 警察情報通信システム障害への対応
- 衛星携帯電話の活用

【評価の結果】

効果

管区警察局、都道府県警察本部等の代替施設における警察通信施設の整備、情報管理システムに係る業務継続計画の策定等により、大規模災害発生時等における初動対応に必要な警察情報通信を維持する態勢が強化された。

今後の施策展開の方向性

引き続き、情報管理システムに係る業務継続計画及び災害通信対策要領の見直し、関係機関との連携、各種訓練の実施及び衛星携帯電話等の整備・更新を推進する必要がある。

(5) 情報の収集、集約、広報 (37~40 頁)

- 情報の集約・整理・記録
- 情報の収集・集約・報告に関する研修
- 通信指令部門と災害警備本部の情報共有
- 関係機関との情報共有
- 報道対応
- ウェブサイトによる広報

【評価の結果】

効果

- 情報集約に必要な要員の増員、システムの構築等により、時間の経過とともに記録が散逸することを防止する措置の強化が図られた。
- 研修の実施により、情報の迅速かつ正確な収集・集約が図られた。
- 災害警備本部において緊急通報により得られた情報を集約する態勢の構築により、通信指令部門との円滑な情報共有が可能となった。
- 関係機関との会議や協議会への積極的な参加により、各機関の災害対策担当者との間において関係が構築され、災害発生時の迅速な情報共有や役割分担の明確化が図られた。
- 報道対応に係る体制の見直し、訓練の実施等により、災害発生時における広報素材の集約・提供、報道機関からの照会の処理及び誤報防止が図られた。

今後の施策展開の方向性

- 引き続き、システムの運用方法等について研修・訓練を実施するとともに、訓練の結果等を踏まえた恒常的な見直しを行う必要がある。
- 引き続き、通信指令部門と災害警備本部との情報共有に必要な態勢の整備を図るとともに、訓練等を通じて随時、体制の見直しを行う必要がある。
- 各都道府県警察にはいまだ多くの広報素材が埋もれていると考えられるため、引き続き、積極的に広報素材を集約・公表していく必要がある。

(6) 津波災害からの避難誘導（40～43 頁）

- 危険箇所・避難場所・避難経路・要配慮者等に関する実態把握
- 津波に対する住民の危機意識の醸成
- 活動要領の策定・訓練
- 避難誘導等に従事する警察官の安全確保

【評価の結果】

効果

- 自治体と連携した実態把握により、津波発生時の避難誘導を的確に行う態勢が構築された。
- 警察官による防災講習や地域住民参加型の避難訓練の実施により、津波に対する住民の危機意識が醸成された。
- 津波情報の伝達に関する訓練の実施、装備資機材の整備等により、避難誘導に従事する警察官の安全確保が図られた。

今後の施策展開の方向性

時間の経過とともに津波に対する住民の危機意識が低下することのないよう、引き続き、啓発活動や実践的訓練を実施する必要がある。

(7) 津波災害からの救出救助（43～44 頁）

- 広範な浸水を想定した救出救助の訓練
- 救出救助に係る装備資機材の整備

【評価の結果】

効果

ホイスト救助訓練の実施、装備資機材の整備等により、津波災害への対処能力の向上が図られた。

今後の施策展開の方向性

引き続き、南海トラフ地震等に備え、より広範な浸水と大量の瓦礫に対応できるよう、救出救助技術を更に向上させる必要がある。

(8) 原子力災害対策（44～49頁）

- 緊急防護措置計画範囲を踏まえた実態把握と放射線量のモニタリング
- 関係機関との情報共有、住民への情報伝達と要配慮者の避難誘導
- 放射線に関する研修
- 個人被ばく線量の管理

【評価の結果】

効果

- 独自のモニタリング体制の構築により、原子力災害発生時における迅速な実態把握が可能となった。
- 内閣府主催のワーキングチームの会合に参加する体制が構築されたことにより、関係機関との情報共有が適切に推進された。
- 各種訓練の実施により、住民の迅速な避難のための態勢の構築が図られた。
- 放射線に関する研修への参加等により、放射線に関する基本的な知識や原子力災害発生時の対応要領の習得が推進された。
- 個人被ばく線量の組織的な管理に関する取組や原子力災害用防護資機材の整備が推進された。

今後の施策展開の方向性

- 引き続き、UPZ内の実態把握を進めるほか、独自のモニタリング体制を充実させるため、人員と装備資機材の確保について更に検討する必要がある。
- 地域防災計画（原子力災害対策編）を策定した自治体は90%を超えるが、住民の避難体制の細部を定める避難計画を策定した自治体は全体の約60%にとどまっている状況であるため、今後、避難計画が真に実効あるものとなるよう、関係機関との協議を通じて働き掛ける必要がある。
- 引き続き、個人被ばく線量の組織的な管理に関する取組について、不断の確認と見直しを行う必要がある。

(9) 帰宅困難者対策（49頁）

自治体及び事業者との連携

【評価の結果】

効果

各種協議会の構成員に加わり、適切な働き掛けを実施したこと等により、関係機関との連携が強化された。

今後の施策展開の方向性

引き続き、各種協議会への参加や自治体・関係事業者への働き掛けを行い、相互に連携した対策を推進できるよう、協力体制を更に構築する必要がある。

(10) 被留置者への対応（49～51頁）

- 非常計画の見直し・訓練の実施
- 被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備
- 検察庁等との連携

【評価の結果】

効果

- 非常計画の見直し、検察庁等との協議等により、災害発生時の対応をあらかじめ定めたことから、被留置者に適切に対応する態勢の強化が図られた。
- 装備資機材等の整備により、ライフラインの途絶を想定した被留置者の処遇を確保する態勢が整備された。

今後の施策展開の方向性

引き続き、非常計画に基づいた訓練を実施し、災害発生時の対応を浸透させる必要がある。

2 交通の規制

(1) 緊急交通路の確保（51～52頁）

具体的な被害想定に基づく交通規制計画の見直し及び広報

【評価の結果】

効果

交通規制計画の見直し及び広報により、災害発生時における迅速かつ的確な交通規制の実施が見込まれる。

今後の施策展開の方向性

引き続き、道路状況の変化等に応じて、交通規制計画の不断の見直しを行うとともに、あらゆる広報媒体を活用して、国民に対し見直し内容の周知を図る必要がある。

(2) 緊急通行車両確認標章の交付（52～53頁）

- 公的機関に対する事前届出制度の再周知及び輸送協定の締結の促進
- 緊急通行車両の確認事務の再研修
- 警察本部・警察署における標章・証明書の備蓄

【評価の結果】

効果

- 公的機関に対する事前届出制度の再周知及び輸送協定の締結の促進により、事前届出制度の活用の促進が図られた。
- 緊急通行車両の確認事務の再研修及び標章・証明書の十分な備蓄により、迅速かつ円滑な標章・証明書の交付が見込まれる。

今後の施策展開の方向性

引き続き、事前届出制度の周知や職員に対する研修を反復して行う必要がある。

(3) 信号機の減灯対策（53～54頁）

信号機電源付加装置の整備促進等

【評価の結果】

効果

- 信号機電源付加装置及び可搬式発動発電機の整備等により、信号機の減灯対策の強化が図られた。
- 信号制御機の高所化や二重管信号柱の設置等により、想定される災害を考慮した対策の強化が図られた。

今後の施策展開の方向性

引き続き、信号機電源付加装置や可搬式発動発電機の整備を推進するとともに、

信号機の滅灯対策訓練についても反復して行う必要がある。

3 検視、身元確認等

(1) 遺体の取扱い（54～55 頁）

- 自治体との連携による検視等の場所の確保
- 身元不明遺体の引渡しに関する自治体との協力関係の構築

【評価の結果】

効果

- 検視等の場所の指定により、大規模災害発生時における検視等の円滑な実施が推進された。
- 身元不明遺体の引渡しに関する自治体間における協力関係の構築により、大規模災害発生時における身元不明遺体の引渡しの円滑な実施が推進された。

今後の施策展開の方向性

- 検視等の場所が指定されていない自治体における早期の指定に向けて、自治体との協議を継続する必要がある。
- 身元不明遺体の引渡しに関する他の自治体との協力関係の構築について、自治体に対する働き掛けを継続する必要がある。

(2) 身元確認の方法（55～56 頁）

- 医師会等との連携の強化
- 遺体の身元確認に資する資料の収集・確保

【評価の結果】

効果

- 連絡会議の開催、合同訓練の実施等により、災害時において検視及び身元確認について協力を得られる態勢の構築が図られた。
- 身元確認支援部隊の研修・訓練により、災害発生時における身元確認に必要な資料の適切な収集・確保が図られた。

今後の施策展開の方向性

- 今後、合同訓練等の結果得られた反省・教訓事項を次の合同訓練等に反映させることにより、大規模災害発生時における検視及び身元確認作業の練度を向上させる必要がある。
- 引き続き、研修・訓練を実施し、災害発生時に十分な活動が行えるよう、能力の向上に努める必要がある。

4 行方不明者対策

(1) 行方不明者の捜索（56～60 頁）

- 水没地域における捜索
- 大量の瓦礫への対策
- 捜索に関する関係機関との連携
- 捜索状況の管理

【評価の結果】

効果

- 水中胴長靴、水中ソナー等の装備資機材の整備により、水没地域における捜索に係る物的基盤の強化が図られた。
- 重機、高機能画像探知機等の装備資機材の整備により、大量の瓦礫の中での

救助能力の向上が図られた。

- 民間事業者との装備資機材の借用に係る協定の締結が促進され、官民一体となった大規模災害への即応態勢の強化が図られた。
- 自衛隊、消防、海上保安庁等関係機関との協定・申合せの締結、連絡窓口の設定、訓練等への職員の派遣等により、これら関係機関との連携強化が図られ、行方不明者の合同捜索が効率的に実施された。
- 警備指揮支援システムの操作マニュアルの作成、行方不明者の捜索状況の管理に資するシステムの構築等により、捜索状況を効率的に管理する態勢が整備された。

今後の施策展開の方向性

引き続き、各装備資機材の取扱いに習熟するための訓練を実施するとともに、複数年にわたる計画的な装備資機材の整備を図る必要がある。

(2) 行方不明者情報の収集・整理（60頁）

- 行方不明者情報の処理体制の確保
- 行方不明者情報の精査、市町村との連携

【評価の結果】

効果

行方不明者相談ダイヤルの整備、行方不明者情報管理システムの構築等により、行方不明者に係る情報の円滑な集約及び整理が推進された。

今後の施策展開の方向性

引き続き、被災地の行方不明者情報を受け付けるウェブサイトを災害発生時に開設するための取組を進める必要がある。

5 治安の維持

(1) 治安維持機能の回復（61～63頁）

- 被災地における犯罪情勢の把握
- 被災地における広報啓発活動・相談活動
- 警戒区域における警戒警備
- 警備業者や防犯ボランティア等との連携

【評価の結果】

効果

- 被災地における犯罪情勢の把握、広報啓発活動等に関するマニュアルの策定により、災害発生時の対応の強化が図られた。
- 警戒区域設定時における検問やパトロールの態勢の検討及び自治体との役割分担の明確化により、警戒区域における警戒警備の態勢整備が図られた。
- 警備業者、防犯ボランティア等との平素からの検討により、想定される災害に応じた効果的な連携方策が推進された。

今後の施策展開の方向性

- 災害発生時において、正確な情報の把握及びこれに基づく情報伝達は、住民の不安を取り除き、住民の要望に応えるための重要な要素であることから、引き続き、これらの対応の在り方について検討を行い、必要に応じ、マニュアルの策定・見直し等を行う。
- 引き続き、警戒区域における活動を想定した訓練や自治体との連携強化に向けた取組を行うことにより、警戒態勢の整備を図る必要がある。

- 引き続き、警備業者や防犯ボランティア等との連携について、各地域における活動内容等を踏まえて推進していく必要がある。

(2) 災害に便乗した犯罪の取締り（63～66頁）

- 無人となった住宅・店舗、A T Mに対する防犯対策
- 災害に便乗した詐欺事件等への対応
- 流言飛語への対応
- 復旧・復興事業等からの暴力団排除の促進
- 外国人犯罪組織の動向把握と一般の外国人への情報提供

【評価の結果】

効果

- 無人となった住宅・店舗、A T Mについての防犯対策の検討により、災害発生時における対応の強化が図られた。
- 情報交換を行う体制の構築により、災害便乗詐欺事件の取締活動が推進されるとともに、警察庁が還元した情報を基にした広報体制の構築により、被害の防止に向けた対策が推進された。
- マニュアルの策定や広報活動により、流言飛語の流布防止が図られた。
- 各種協議会の設置により、復旧・復興事業等からの暴力団排除が推進された。
- 関係機関や民間事業者等との連携強化により、一般の外国人に対する情報発信手段の構築が推進された。

今後の施策展開の方向性

- 引き続き、無人となった住宅・店舗、A T Mの防犯対策について、関係団体等と連携した対応を検討する必要がある。
- 詐欺の手口は変化するため、引き続き、警察庁の情報を基に、災害便乗詐欺事件の取締り及び広報啓発活動を推進する必要がある。
- 引き続き、流言飛語の流布防止のための検討を行い、必要に応じ、マニュアルの策定及び見直しを行う。
- 引き続き、復旧・復興事業等から暴力団を排除するため、平素より関係機関と連携する必要がある。
- 引き続き、外国人犯罪組織の動向把握及び一般外国人への情報提供のため、関係機関、民間事業者等との連携を強化する必要がある。

(3) 警衛・警護（66頁）

被災地における警衛・警護態勢の確保

【評価の結果】

効果

災害警備本部の体制等の見直し等により、警衛・警護態勢の強化が図られた。

今後の施策展開の方向性

引き続き、被災地における警衛・警護対象者の安全確保方策等の検討を行い、警衛・警護態勢の更なる充実を図る必要がある。

(4) 計画停電への対応（66～68頁）

- 犯罪抑止対策
- 情報管理システム業務継続のための電源系統の見直し
- 警察通信施設の機能維持のための電源確保

【評価の結果】

効果

- 計画停電時における防犯対策に関する広報啓発等の推進により、災害発生時の犯罪抑止対策の強化が図られた。
- 電源系統の確認により、情報システムの機能の確保が図られた。
- 無線中継所における非常用発動発電機用燃料タンクの大容量化並びに外部受電端子及び切替盤の整備等により、停電発生時における警察通信施設への電源確保が図られた。

今後の施策展開の方向性

- 引き続き、計画停電の際の防犯対策に関する広報啓発について検討を行い、必要に応じ、マニュアルの策定及び見直し等を行う。
- 引き続き、非常用電源設備のメンテナンス、電源確保に関する訓練等を実施し、必要に応じて、非常用電源設備の改修、更新、増強等についても検討を行う。
- 引き続き、無線中継所における非常用発動発電機用燃料タンクの大容量化並びに無線中継所用外部受電端子及び切替盤の整備等を推進するとともに、実際に庁舎を停電させた状態における訓練等を実施する必要がある。

6 被災者の支援

(1) 行政手続の特例（69頁）

- 運転免許証の再交付手数料の免除に関する特例規定の検討
- 災害発生時における行政手続の特例に関する研修

【評価の結果】

効果

- 条例の改正により、災害により運転免許証を亡失等した被災者の支援が図られた。
- 災害発生時における特例に関する研修の実施により、特例に関する知識の習得が図られた。

今後の施策展開の方向性

引き続き、災害発生時における特例に関する研修を推進する必要がある。

(2) 被災者の生活・心情への配慮（69～72頁）

- 大量の拾得物等の取扱い
- 避難所等の訪問を通じた相談受理・防犯指導
- 運転免許証の再交付手続の早期再開に必要な態勢の整備
- 災害による少年非行等対策

【評価の結果】

効果

- 拾得物の保管場所の確保等により、これらの受理等に必要な体制が整備された。また、銃砲刀剣類等所持者の緊急連絡先に関する資料の整備等により、禁制品等の流出状況に関する早期の把握や適切な対応が図られた。
- 相談対応マニュアルの作成等により、相談受理要領等の周知及び的確な対応ができる態勢の整備が推進された。
- 訓練・研修の実施及び運転免許関連データのバックアップ・分散保管に関する措置の実施により、運転免許証の再交付手続の早期再開に係る態勢の整備が

図られた。

- 関係機関等との連携、対応要領の作成等により、災害に起因する少年の問題行動等に係る情報収集の強化が図られた。

今後の施策展開の方向性

- 今後、指定した拾得物の保管場所に関する点検・検証を行い、必要に応じ、遺失物対応マニュアルの見直しを行う。
- 引き続き、銃砲刀剣類による犯罪や危険物による二次災害の発生を防止し、被災者の不安感を軽減するために必要な措置について検討を行い、必要に応じ、対策の見直し等を行う。
- 今後、避難所や仮設住宅における相談受理・防犯指導について、被災者等への更なる周知を図る必要がある。
- 引き続き、訓練、研修等を実施し、運転免許証の再交付手続の早期再開に必要な態勢を整備する必要がある。
- 今後、予算上の都合により運転免許関連システムのバックアップ及び分散保管状況が不十分な県警においては、措置を講じる必要がある。
- 引き続き、全都道府県警察において、災害による少年の問題行動等に係る情報収集の強化のための体制づくりを推進する必要がある。

7 部隊の派遣

(1) 派遣部隊の招集・出動・移動（72～76頁）

- 災害警備本部の体制
- 派遣部隊の迅速な招集・出動
- 派遣方面別の移動経路の選定
- 装備資機材、生活必需品の整備・備蓄・搬送
- 支援物資の調達・搬送
- 通信機器等の搬送手段の確保

【評価の結果】

効果

- 災害警備計画を始めとした関係規程の整備及び各種訓練の実施により、他の都道府県において大規模災害が発生した際の災害警備本部の体制が強化された。
- 広域緊急援助隊等の招集訓練、情報伝達訓練等の実施により、派遣部隊員の迅速な招集・出動に資する態勢が強化された。
- 複数の移動経路の選定、部隊輸送訓練の実施等により、円滑な部隊輸送に向けた基盤の整備が図られた。
- 部隊活動に必要なとなる装備資機材の整備、民間事業者等との物資等の調達・搬送に関する協定の締結等により、迅速かつ効率的な部隊派遣のための態勢が強化された。
- 被災県警察の支援に充てられる物資の内容・数量や調達先の把握、搬送方法の検討等により、災害時に警察活動に従事する警察職員の生活必需品を調達・搬送する態勢が強化された。
- 搬送事業者及びレンタル事業者との情報交換・連携、協定の締結等により、大規模災害等の発生時における通信機器等の搬送手段の確保が図られた。

今後の施策展開の方向性

- 引き続き、災害警備本部の設置、広域緊急援助隊等の招集等に係る各種訓練

を実施するとともに、物資等の調達・搬送に関する協定の締結を進める必要がある。

- 引き続き、支援物資の調達・搬送の実施について、職員互助会及び協力企業等に理解を求め、支援の拡大を図る必要がある。
- 引き続き、搬送事業者及びレンタル事業者との情報交換・連携、協定の締結等を進める必要がある。

(2) 派遣元の治安の維持（76～77 頁）

- 派遣元の治安を維持するための体制
- 第二機動隊等の能力向上

【評価の結果】

効果

- 派遣元の治安維持を念頭に置いた業務継続計画の策定、予備部隊等の編成等により、派遣元の治安維持に間隙を生じさせない体制の構築が図られた。
- 基本訓練及び消防等との合同訓練の実施により、第二機動隊等の対処能力の向上が図られた。

今後の施策展開の方向性

引き続き、部隊の訓練を実施する必要がある。

第3 評価の結果（78頁）

警察では、依命通達を発出して以降、東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を再構築するため、組織横断的な取組を行ってきた。

警察庁においては、これまでに、災害警備本部の強化や業務継続計画の策定等による業務継続・バックアップ体制の再構築、警察災害派遣隊の新設等の制度の見直し、関係機関・事業者との協定締結等の施策を推進してきた。また、都道府県警察等においても、初動態勢の確立、対応要領の策定、訓練の実施、関係機関・団体との連携等の施策を推進してきた。

こうした全国警察を挙げた取組の結果、現時点においては、依命通達に盛り込まれた全ての施策が実施されており、個別の施策の達成状況に若干の濃淡はあるものの、そのほとんどについて、制度や運用が定着したと認められる。

今後は、依命通達に掲げられた重点検討事項のうち達成されていないと認められるものについて、問題点を分析することによりその推進を図るほか、南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえて、具体的な検討を進めていく必要がある。また、既に取り組んでいる施策についても、来るべき大規模災害に備えて不断の見直しを行うべきであることから、各機関の成果や地理的条件等に応じて、引き続き効果的に推進することが必要である。